

## 伊丹市育児支援家庭訪問事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、児童の養育に係る支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、当該家庭に過重な負担がかかる前に訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的とする。

### (支援対象)

第2条 家庭訪問による育児支援（以下「育児支援」という。）の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、他の子育てに係る支援を受けることが難しい次に掲げる家庭のうち、育児支援の効果が期待できるものとする。

- 1 養育者の育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ、妊娠等により、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭又は児童に対する虐待のおそれのある家庭
- 2 ひきこもり等の養育上の問題を抱えている家庭
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を退所し、又は同法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された期間が終了した児童がいる家庭のうち、当該児童の自立に向けた指導が必要な家庭
- 4 正常な心身の発達が認められない、又は出生時の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有している児童のうち、今後の心身の発達等に異常をきたすおそれがある児童がいる家庭

### (支援の内容)

第3条 育児支援は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものを行う。

- 1 家事等の援助
- 2 次に掲げる育児に係る相談等
  - ア 育児相談
  - イ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第18条に規定する低体重児又は多胎の場合の乳児に係る育児指導又は栄養指導
  - ウ 養育者における身体的又は精神的な悩みに対する相談又は指導
  - エ 育児に係る若年の養育者に対する相談又は指導
  - オ 児童の自立に向けた養育相談又は養育指導
  - カ 発達相談

### (関係機関及び要保護児童対策調整機関の役割)

第4条 伊丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年3月10日施行）に定める関係機関（以下「各機関」という。）は、対象家庭及びその疑いのある家庭を発見したときは、速やかに要保護児童対策調整機関（児童福祉法第25条の2第4項）の健康福祉部生活支援室こども福祉課に連絡するものとする。

### (対象家庭の決定)

第5条 前条の連絡を受けたこども福祉課は、育児支援の必要性、今後の支援方針、当該対象家庭に与える効果等について各機関と協議し決定するものとする。

(ヘルパー派遣サービス承諾書)

第6条 前条の事前協議の結果，市長が必要と認めた場合は，対象家庭における養育者に対し，育児支援の必要性を説明するものとする。この場合において，第3条第1号に規定する育児支援を実施するときは，ヘルパー派遣サービス承諾書（別記様式。以下「承諾書」という。）を当該養育者に渡すものとする。

(事業の実施)

第7条 市長は，前条の承諾書の提出を受けたときは，第3条第1号を行うため，育児，家事等の子育て支援の経験のある者を派遣するものとする。

2 市長は，第3条第2号に規定する支援を行うときは，助産師等を派遣するものとする。

(事業の委託)

第8条 市長は，前条第1項について派遣回数、派遣時間数、サービス内容の決定を除き事業所に委託することができる。

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は，平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

# ヘルパー派遣サービス承諾書

年 月 日

伊 丹 市 長 様

住 所  
利用者氏名  
電 話

私は、下記の支援を行うヘルパーの派遣を受けることを承諾します。

支援期間	
支援内容	
(その他)	